

# 北しりべし廃棄物処理広域連合指定金融機関の指定

平成14年6月27日議決

平成14年7月15日指定

地方自治法第292条において準用する同法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため、次の金融機関を指定する。

記

株式会社 北 洋 銀 行